

第191回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年2月25日(金曜日)
午前10時(受付開始は午前9時より)

開催場所 大阪市中央区備後町二丁目5番8号
日本綿業倶楽部(綿業会館)新館7階大会議室
※末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

議案

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名予選の件 |
| 第5号議案 | 取締役(社外取締役を除く)に対する議渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |



株主総会の様子をインターネットによるライブ配信いたします。詳細は4ページをご覧ください。

目次

| | |
|-------------------|----|
| ■第191回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 〈添付書類〉 | |
| ■株主総会参考書類 | 5 |
| ■事業報告 | 19 |
| ■連結計算書類 | 35 |
| ■計算書類 | 37 |
| ■監査報告書 | 39 |

〈株主様へのお願い〉

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り当日の会場へのご来場はお控えいただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面(郵送)またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めとしております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 3201
2022年2月4日

株 主 各 位

神戸市中央区明石町47番地
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)
日本毛織株式会社
代表取締役 富田一弥
社 長

第191回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第191回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り会場へのご来場はお控えいただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネット等により、2022年2月24日（木曜日）午後5時55分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年2月25日（金曜日）午前10時（受付開始は午前9時より）
2. 場 所 大阪市中央区備後町二丁目5番8号 日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室
3. 目的事項
報告事項
 - 1 第191期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 - 2 会計監査人および監査役会の第191期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名予選の件
 - 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 本招集ご通知の一部インターネットによるご提供について
法令および当社定款第17条の規定に基づき、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「計算書類の個別注記表」を当社ホームページ（<https://www.nikke.co.jp/>）に掲載し、ご提供しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し監査を行った書類の一部です。

以 上

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.nikke.co.jp/>）において掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年2月25日（金曜日）午前10時（受付開始は午前9時より）

《株主総会にご出席いただく株主の皆様へのお願い》

- ・ご来場の際は、本招集ご通知および議決権行使書用紙をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・開会直前は混雑が予想されますので、お早目のご来場をお願いいたします。
- ・代理人がご来場の場合は、議決権行使書用紙に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- ・当日の議事進行につきましては日本語で行います。
- ・当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の取り組み】

- ◎受付にて検温をさせていただき、その結果37.5℃以上の発熱がある方、咳の症状など体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ◎会場では、マスク等のご着用とアルコール消毒液のご使用をお願いいたします。マスク等をご着用されない株主様のご入場はお断りさせていただく場合がございます。
- ◎当日参加する役員・運営スタッフは検温のうえ、マスク等を着用させていただきます。
- ◎接触感染リスク低減および株主様の安全を確保するため、座席の間隔を空けて配置いたします。
- ◎株主総会の議事は、昨年と同様に時間を短縮して行う予定となっております。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年2月24日（木曜日）午後5時55分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年2月24日（木曜日）午後5時55分入力完了分まで

- ※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。



インターネット等による議決権行使のご案内

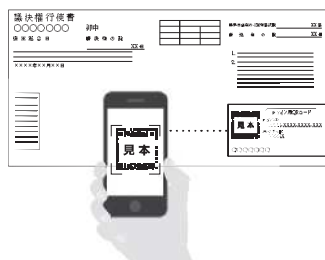
行使期限 2022年2月24日（木曜日）午後5時55分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



※議決権行使書はイメージです。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※操作画面はイメージです。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを事前に申込みされた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。



インターネットによる株主総会ライブ配信のご案内

株主総会当日にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子を傍聴いただけるよう、インターネットによる株主総会ライブ配信を行います。

なお、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、当日の会場撮影は議長席および役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. ログイン方法

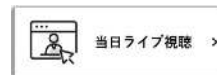
- ① 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」
(<https://engagement-portal.tr.muifg.jp/>)へアクセス
- ② 株主様認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力
※「ログインID」と「パスワード」は、同封の「議決権行使書用紙」の右側（副票）の下に記載しております。議決権行使ウェブサイトの「ログインID」と「パスワード」と同じものを使用しております。
- ③ 利用規約をご確認のうえ「利用規約に同意する」にチェック
- ④ 「ログイン」ボタンをクリック

株主総会オンラインサイトはこちらから



2. 視聴方法

- ① ポータルサイトに表示されている「当日ライブ視聴」をクリック



- ② 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリック
- ③ 当日ライブ視聴ページが表示されます

配信日時 2022年2月25日（金曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日の配信ページは、開始時刻30分前の午前9時30分頃よりご利用可能です。

《インターネット参加にかかるご留意事項》

- ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。
そのため、ライブ配信のご視聴を通じて株主総会において株主様に認められているご質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット等での投票をお願いいたします。
- ログインIDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ライブ配信の撮影、録音、録画、SNSにおける公開など二次利用はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」に関するご質問などは、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-676-808（通話料無料／受付時間 9：00～17：00）
※土日祝日を除く。株主総会当日は9：00～株主総会終了時刻まで。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと考え、経営にあたっております。

2021年度は、「ニッケグループRN（リニューアル・ニッケ）130第2次中期経営計画（2021～2023年度）」の初年度として、中長期戦略の推進に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視し事業運営に取り組んでまいりました。結果、各利益ともに当初業績予想を上回るとともに、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高値を更新しました。

つきましては、2021年11月期の期末配当については、公表しておりましたとおり、前事業年度の実績に対して1株当たり1円増配の金16円とさせていただきます。

(1) 配当財産の種類
金銭とします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金16円

配当総額 1,178,082,592円

なお、先にお支払いした中間配当（金12円）を含めた当事業年度の年間配当金は、1株につき金28円（配当総額 金2,038,792,072円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年2月28日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、新型コロナウイルス等の感染症の拡大や自然災害を含む大規模災害、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、遠隔地の株主を含む多くの株主が出席可能な株主総会の開催方式を拡充することが、株主の皆様
の利益に資すると考え、将来的に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）
に基づき場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、
定款第14条第3項を追加するとともに、字句の追加を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| 第14条（招集） 定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 | 第14条（招集） 定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に <u>随時これを招集する。</u> |
| 2. 株主総会は、本店所在地およびその隣接地のほか、大阪市のいずれかにおいてこれを招集する。 | 2. 株主総会は、本店所在地およびその隣接地のほか、大阪市のいずれかにおいてこれを招集する。 <u>但し、本条第3項の規定に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合は、この限りではない。</u> |
| （新 設） | 3. <u>当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |

3. 株主総会の開催方法の決定について

当社は、独立社外取締役が半数以上を占めるアドバイザーボード（任意の指名・報酬委員会）を2004年に設置し、役員
の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹にかかわる事項について報告を受け諮問に応じるなど、
早期から透明性・公平性を確保したコーポレート・ガバナンス体制の確立を推進してまいりました。本議案により、
場所の定めのない株主総会という選択肢の幅が広がることは、今後いかなる状況下におきましても、常に株主
の皆様
の権利を保障し、当社の取締役が十分な説明責任を果たし、当社および株主の皆様が求める「開かれた株主総会」
の在り方を追求し、持続的に透明性のあるガバナンス体制の確立に大きな寄与を果たすものと考えております。

なお、本議案が可決された場合、当社の取締役会が、株主総会開催の都度、株主の皆様
の利益に最大限配慮しつつ、開催方法を決定いたします。その審議におきましては、株主の皆様
の権利の保障と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策、その他社会的要請、ステークホルダー
の皆様
のご意見や、当社独立社外役員の客観的視点に基づく意見を反映し、慎重に決定してまいります。

第3号議案

取締役8名選任の件

当社では、取締役の経営責任を重視し、株主の皆様にご各年ごとに取締役の信任をお諮りするため定款により任期を1年としています。また、取締役会の少人数化のため、定款により取締役の員数を8名以内としています。つきましては、本総会の終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いします。

なお、本議案が原案どおり可決されますと、当社取締役に於ける社外取締役の割合は3分の1以上となります。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社グループにおける地位・担当 | 候補者属性 |
|-------|-------|--|----------|
| 1 | 富田 一弥 | 代表取締役社長 社長執行役員 アドバイザリーボード委員 | 再任 |
| 2 | 長岡 豊 | 取締役常務執行役員 人とみらい開発事業本部長兼開発事業部長 | 再任 |
| 3 | 日原 邦明 | 取締役常務執行役員 産業機材事業本部長 株式会社フジコー 代表取締役社長 | 再任 |
| 4 | 川村 善朗 | 取締役常務執行役員 衣料繊維事業本部長 | 再任 |
| 5 | 岡本 雄博 | 常務執行役員 経営戦略センター長 | 新任 |
| 6 | 大西 良弘 | 社外取締役 アドバイザリーボード委員 | 再任 社外 独立 |
| 7 | 若松 康裕 | — | 新任 社外 独立 |
| 8 | 宮島 青史 | — | 新任 社外 独立 |

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

富田 一弥 (とみた かずや)

再任



生年月日 1959年4月3日
 所有する当社の株式数 80,900株
 在任年数 9年
 取締役会出席状況 12/12回

【略歴、当社における地位および担当】

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 1984年4月 | 当社入社 | 2013年2月 | 当社取締役常務執行役員 人とみらい開発事業本部長 兼コンシューマー事業本部長 |
| 2007年2月 | 当社コミュニティサービスグループ長 | | 兼管理部長兼通信・新規サービス部長 |
| 2008年12月 | 当社コミュニティサービス事業部長 | | |
| 2009年2月 | 当社執行役員コミュニティサービス事業部長 | 2014年6月 | 当社取締役常務執行役員 経営戦略センター長 |
| 2011年12月 | 当社執行役員コミュニティサービス事業部長兼管理部長兼通信・新規サービス部長 | 2016年2月 | 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任) |
| 2012年12月 | 当社常務執行役員人とみらい開発事業本部長 兼コンシューマー事業本部長 兼管理部長兼通信・新規サービス部長 | | |

【取締役候補者とした理由】

富田一弥氏は、代表取締役社長として経営の監督と重要事項の決定を適切に行ってまいりました。また、中長期ビジョン「ニッケグループRN（リニューアル・ニッケ）130ビジョン」の実現に向けて、第2フェーズとなる「RN130第2次中期経営計画」を策定・推進し、親会社株主に帰属する当期純利益について11期連続の増益を実現いたしました。新型コロナウイルスの影響が続くなか、グループ事業の多様化と各事業領域における取組みを着実に進め、厳しい経営環境のなかでも耐えることができる強靱な企業グループの構築に努めてまいりました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 2

長岡 豊 (ながおか ゆたか)

再任



生年月日 1961年9月7日
 所有する当社の株式数 31,700株
 在任年数 2年
 取締役会出席状況 12/12回

【略歴、当社における地位および担当】

| | | | |
|----------|-----------------------|---------|--------------------------------|
| 1984年4月 | 当社入社 | 2018年2月 | 当社執行役員 株式会社ニッケ機械製作所 代表取締役社長 |
| 2008年12月 | 当社衣料繊維事業本部岐阜工場長 | | |
| 2010年12月 | 当社衣料繊維事業本部印南工場長 | 2020年2月 | 当社取締役常務執行役員 |
| 2012年2月 | 当社衣料繊維本部付部長(海外事業特命担当) | 2021年2月 | 当社取締役常務執行役員 人とみらい開発事業本部長 |
| 2014年2月 | 当社衣料繊維事業本部岐阜工場長 | | 兼開発事業部長(現任) |
| 2015年9月 | 株式会社ニッケ機械製作所 代表取締役社長 | | |

【取締役候補者とした理由】

長岡豊氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として人とみらい開発事業本部長を担当し、各事業分野を順調に拡大させてまいりました。特に介護・保育・キッズやスポーツスクールなどを担うライフサポート分野は、「ニッケグループRN130ビジョン」における成長ドライバーと位置付け、新規拠点の開業など中長期の成長に向けた施策を実行しました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 3

日原 邦明 (ひはら くにあき)

再任



生年月日 1957年5月7日
 所有する当社の株式数 30,525株
 在任年数 4年
 取締役会出席状況 12/12回

【略歴、当社における地位および担当】

| | | | |
|----------|-------------------|---------|------------------------------|
| 2011年4月 | 当社入社 | 2018年2月 | 当社取締役常務執行役員 産業機材事業本部長（現任） |
| 2012年7月 | 当社衣料繊維事業本部販売第3部長 | | |
| 2013年10月 | ニッケタイランド 取締役社長 | 2018年6月 | 芦森工業株式会社 社外取締役 |
| 2014年12月 | 日毛（上海）管理有限公司 総経理 | 2020年6月 | 株式会社フジコー 代表取締役社長（現任） |
| 2015年6月 | 南海ニッケ・マレーシア 取締役社長 | | |
| 2016年2月 | アンビック株式会社 代表取締役社長 | | |

【重要な兼職の状況】

株式会社フジコー 代表取締役社長

【取締役候補者とした理由】

日原邦明氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として産業機材事業本部長を担当し、成長産業である自動車関連や環境関連への注力と海外事業の強化に取り組み、産業機材事業の収益向上に努めました。また、ニッケグループとなった株式会社フジコーとのシナジー効果を創出し、不織布事業の拡大に取り組みました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 4

川村 善朗 (かわむら よしろう)

再任



生年月日 1960年11月15日
 所有する当社の株式数 28,800株
 在任年数 3年
 取締役会出席状況 12/12回

【略歴、当社における地位および担当】

| | | | |
|----------|-----------------------------------|---------|-------------------------------------|
| 1983年4月 | 当社入社 | 2015年9月 | 当社衣料繊維事業本部製造統括部長 |
| 2005年12月 | 江陰日毛紡績有限公司 総経理 兼江陰日毛印染有限公司 総経理 | 2016年2月 | 当社執行役員衣料繊維事業本部製造 統括部長 |
| 2008年12月 | 当社研究開発センター第2研究開発室長 | 2017年6月 | 当社執行役員衣料繊維事業本部製造 統括部長兼ファブリック事業部長 |
| 2010年5月 | 当社エンジニアリング事業部専門部長 | | |
| 2013年2月 | 株式会社ニッケ機械製作所 代表取締役社長 | 2019年2月 | 当社取締役常務執行役員 衣料繊維事業本部長（現任） |

【取締役候補者とした理由】

川村善朗氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として衣料繊維事業本部長を担当し、既存事業の収益力強化と新規事業の育成に取り組みました。特に成長ドライバーと位置付ける海外事業や機能素材の育成に向け、着実に施策を推進いたしました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 5

岡本 雄博 (おかもと たけひろ)

新任



生年月日
1961年6月9日

所有する当社の株式数
24,800株

【略歴、当社における地位および担当】

| | | | |
|----------|--------------------------|---------|-----------------------|
| 2005年8月 | 当社入社 | 2019年2月 | 当社常務執行役員経営戦略センター長(現任) |
| 2008年12月 | 当社経営戦略センター財經室長 | 2021年6月 | 川西倉庫株式会社 社外取締役(現任) |
| 2013年3月 | 当社産業機材事業本部管理部長 | | |
| 2014年12月 | 当社経営戦略センター経営企画室長 | | |
| 2016年2月 | 当社執行役員経営戦略センター 経営企画室長 | | |

【重要な兼職の状況】

川西倉庫株式会社 社外取締役

【取締役候補者とした理由】

岡本雄博氏は、常務執行役員として経営戦略センター長を担当し、経営戦略の策定と推進、コーポレート・ガバナンスの構築、グループ全体の財務・人事・I RやM & A戦略を推し進めてまいりました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 6

大西 良弘 (おおにし よしひろ)

再任

社外

独立役員



生年月日
1946年1月26日

所有する当社の株式数
一株

在任年数
4年

取締役会出席状況
12回/12回中

【略歴、当社における地位および担当】

| | | | |
|---------|--------------|----------|-------------|
| 1968年4月 | 新明和工業株式会社入社 | 2006年10月 | 同社航空機事業部長 |
| 1996年7月 | 同社産機システム事業部長 | 2010年4月 | 同社品質保証統括本部長 |
| 1997年6月 | 同社取締役 | 2011年1月 | 同社代表取締役社長 |
| 2003年4月 | 同社経営企画室長 | 2017年6月 | 同社相談役 |
| 2003年6月 | 同社常務取締役 | 2018年2月 | 当社社外取締役(現任) |
| 2006年4月 | 同社取締役専務執行役員 | | |

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

大西良弘氏は、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会における監督を行っていただいています。また、役員の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について諮問に応じる「アドバイザーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与していただいています。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくことを期待したため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 7

若松 康裕 (わかまつ やすひろ)

新任

社外

独立役員



生年月日

1954年8月6日

所有する当社の株式数

一株

【略歴】

| | | | |
|---------|---------------------------|---------|-----------------|
| 1977年4月 | 川西倉庫株式会社入社 | 2013年6月 | 同社代表取締役社長 営業本部長 |
| 2006年6月 | 同社取締役 神戸支店長 | 2015年9月 | 同社代表取締役社長 |
| 2011年4月 | 同社取締役 | 2021年4月 | 同社取締役会長(現任) |
| 2011年6月 | 同社取締役 国際部長 | | |
| 2011年6月 | 同社常務取締役 営業本部副本部長 兼国際部長 | | |
| 2013年4月 | 同社常務取締役 営業本部副本部長 | | |

【重要な兼職の状況】

川西倉庫株式会社 取締役会長

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

若松康裕氏は、他の会社の経営経験があり、倉庫業界における実績とその豊富な経験に基づき、独立的な立場から当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくことを期待したため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 8

宮島 青史 (みやじま せいし)

新任

社外

独立役員



生年月日

1960年1月11日

所有する当社の株式数

一株

【略歴】

| | | | |
|---------|-----------------------------------|---------|------------------------------------|
| 1983年4月 | 野村不動産株式会社入社 | 2013年4月 | 野村不動産アーバンネット株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 |
| 2001年6月 | 同社法人営業部長 | | |
| 2006年6月 | 同社取締役 法人カンパニー副カンパ ニー長 | 2016年4月 | 同社取締役会長 |
| 2009年4月 | 同社取締役 常務執行役員 法人カンパニー長 | 2018年6月 | 新日本建設株式会社 取締役 副社長執行役員 |
| 2012年4月 | 同社代表取締役 専務執行役員 法人カンパニー長 | | |
| 2012年5月 | 野村不動産ホールディングス株式会社 執行役員仲介CRE部門長 | | |

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

宮島青史氏は、他の会社の経営経験があり、不動産業界における実績とその豊富な経験に基づき、独立的な立場から当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくことを期待したため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、取締役候補者の決定に対する客観性を高めるため、指名・報酬委員会機能を担う「アドバイザリーボード」を設けており、当社取締役会は「アドバイザリーボード」での審議結果に基づき、候補者を決定しています。
2. 大西良弘、若松康裕および宮島青史の各氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者です。
なお、大西良弘氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。また、若松康裕および宮島青史の両氏についても株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定する予定です。
3. 各取締役候補者の選任理由については、各取締役候補者の略歴の下部に記載のとおりです。
4. 責任限定契約の締結について
当社は、社外取締役候補者 大西良弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、下記概要のとおり責任限定契約を締結しています。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。また、若松康裕および宮島青史の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。
・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の31ページに記載のとおりです。各取締役候補者が選任され就任した場合は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

〈ご参考 当社の独立社外役員に対する考え方〉

独立社外取締役は、中長期的な企業価値の向上に資する助言、経営の監督、利益相反の監督を果たし、ステークホルダーの意見を取締役会に反映する。独立社外監査役は、その独立性の立場を踏まえた監査を行い、適切に意見を述べる。

- ・独立社外役員が取締役会の議論に積極的に参加できるように、社外取締役と監査役による連絡会を随時開催することで客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。
- ・独立社外役員については、金融商品取引法が定める独立性基準を踏まえ、その実質面を担保するために、以下のとおり独立性の判断基準を定めて候補者を選定する。
 - ア) 当社の大株主またはその業務執行者ではないこと
大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する者とする。
 - イ) ニッケグループの主要な取引先またはその業務執行者ではないこと
主要な取引先とは、直前事業年度の当社グループとの取引の支払額または受取額が、当社グループまたはその取引先グループの連結売上高の2%を超える者とする。
 - ウ) ニッケグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
多額の金銭とは、直前事業年度において、1,000万円またはその者の売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の金額とし、かつその者の役員報酬額を超えない額とする。

また、アドバイザリーボードは代表取締役からの諮問を受け、その独立性を検証するものとする。

「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」より抜粋

【ご参考】本株主総会終結後の各役員のスキルマトリックス

第3号議案を原案どおり候補者をご選任いただいた場合の各役員のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

| 役職 | 氏名 | | 在任期間 | 各役員の | | | |
|-----|----|-----|-------|--------|--------|--------|----------------------------|
| | | | | 企 経 | 業 営 | 営 業 | 技 術 研 究 開 発 |
| 取締役 | 富田 | 一 弥 | 9年 | ○ | | ○ | |
| 取締役 | 長岡 | 豊 | 2年 | ○ | | | ○ |
| 取締役 | 日原 | 邦明 | 4年 | ○ | | ○ | |
| 取締役 | 川村 | 善朗 | 3年 | ○ | | | ○ |
| 取締役 | 岡本 | 雄博 | — | | | ○ | |
| 取締役 | 大西 | 良弘 | 社外・独立 | 4年 | ○ | | ○ |
| 取締役 | 若松 | 康裕 | 社外・独立 | — | ○ | ○ | |
| 取締役 | 宮島 | 青史 | 社外・独立 | — | ○ | ○ | |
| 監査役 | 上野 | 省吾 | 2年 | ○ | | ○ | |
| 監査役 | 小宮 | 純一 | 4年 | ○ | | ○ | |
| 監査役 | 片山 | 健 | 社外・独立 | 7年 | ○ | | |
| 監査役 | 上原 | 理子 | 社外・独立 | 5年 | | | |

(注) 上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

| スキルマトリックス | | | | 当社事業経験 | | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|---|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|---|----------------------------|
| 財 会 | 務 計 | 人 労 | 事 務 | 法 務 リ ス ク マ ネ ジ メ ン ト | グ ロ ー バ ル 経 験 | 衣 料 織 維 業 事 | 産 業 機 材 業 事 | 人 と み ら い 開 発 事 業 | 生 活 流 通 業 事 |
| ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | |
| | | | | | | | | | |
| | | | ○ | ○ | | | | | |
| | | ○ | | | | | | | |
| | | | | | | ○ | | ○ | ○ |
| | | | | ○ | | ○ | | | |
| ○ | | | | ○ | | | | | |
| | | | | ○ | | | | | |

第4号議案

補欠監査役1名予選の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いします。また、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開始の時までの間となります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

候補者 **加藤 純一** (かとう じゅんいち)



【略歴】

1994年10月 センチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所
1998年1月 公認会計士橋本節雄会計事務所（現 公認会計士橋本・加藤事務所）入所（現任）
1999年4月 公認会計士登録
1999年7月 税理士登録
2005年6月 シンシア税理士法人設立・代表社員（現任）

【重要な兼職の状況】

公認会計士（公認会計士橋本・加藤事務所）
税理士（シンシア税理士法人 代表社員）

生年月日

1962年1月26日

所有する当社の株式数

一株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

加藤純一氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、財務・会計・税務に精通した公認会計士としての経験を活かして、独立的な立場からの的確な監査を行っていただきたいため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 加藤純一氏は、社外監査役の要件を満たした補欠の社外監査役候補者です。
2. 補欠の社外監査役候補者の選任理由については、候補者の略歴の下部に記載のとおりです。
3. 法令に定める監査役の員数を欠き、加藤純一氏が社外監査役として就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏を独立役員とする予定です。
4. 法令に定める監査役の員数を欠き、加藤純一氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。
- ・社外監査役が任務を怠ったことよって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の31ページに記載のとおりです。法令に定める監査役の員数を欠き、加藤純一氏が社外監査役として就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

1. 提案の理由

当社の取締役の報酬等の額は、2020年2月26日開催の第189回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分24百万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

2. 報酬の額および具体的な内容

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、独立した社外取締役が過半数を占めるアドバイザーボードの諮問を経て取締役会において決定することといたします。なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第3号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後記【ご参考】欄に記載の内容に改定する予定です。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、第5号議案が承認可決された場合には、本招集ご通知31ページ記載の「役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を下記の内容に改定する予定です。

改定後の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

取締役・監査役・取締役を兼務しない執行役員（以下、「役員」という。）の報酬等については、定額である「固定報酬」と業績連動である「年次業績に関連付けた業績連動報酬」および「中期経営計画の進捗・達成に関連付けた業績連動報酬」、株式を割当てる「株式報酬」で構成する。

- a. 「固定報酬」
役員の職位に基づき定額とする。
- b. 「年次業績に関連付けた業績連動報酬」
連結ベースの営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益を加重平均した数値を指標とし、過年度実績をベースとした目標値と対象年度の実績を比較して、その達成割合に応じ全体の支給率を決定する。
- c. 「中期経営計画の進捗・達成に関連付けた業績連動報酬」
連結ベースの売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益を加重平均した数値を指標とし、中期経営計画で策定した各年度の目標値と対象年度の実績を比較して、その達成割合に応じ全体の支給率を決定する。なお、中期経営計画が策定されていない年度は、単年度計画を目標値とする。
- d. 「株式報酬」
役員の職位に基づき、株式報酬として譲渡制限付株式を割り当てる。譲渡制限期間は取締役会があらかじめ定める地位からの退任日までとする。
- e. 支給割合は、役員の職位に基づき定め、概ね固定報酬50%・業績連動報酬30%、株式報酬20%とする。業績連動報酬30%の内訳については「年次業績に関連付けた業績連動報酬」20%・「中期経営計画の進捗・達成に関連付けた業績連動報酬」10%とする。
- f. 取締役会長、取締役会議長の支給割合は概ね固定報酬80%、株式報酬20%とする。社外取締役、監査役の報酬については固定報酬のみとする。
- g. 固定報酬については、毎月支給するものとする。業績連動報酬については、一定額を毎月均等に固定報酬と併せて支給するとともに、決算賞与として毎年2月の株主総会後に支給する。株式報酬については、毎年2月の株主総会後の取締役会における割当決議に基づき、その1ヶ月以内に譲渡制限付株式を割り当てる。
- h. 各役員の個人別の報酬額等については、アドバイザーボードの諮問を経た配分方針に則り、取締役会から一任された代表取締役が業績貢献度（対計画、対前年比、貢献度など）を加味し、最終決定する。

以上

添付書類

事業報告（2020年12月1日から2021年11月30日まで）

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

ニッケグループは、中長期ビジョン「ニッケグループRN（リニューアル・ニッケ）130ビジョン（2017～2026年度）」（以下「RN130ビジョン」という。）において、各事業が魅力的な事業を創造し、今後の更なる企業価値向上に向けて、持続的な成長と発展を目指すことを掲げております。

当連結会計年度は「RN130ビジョン」の具現化に向けて策定した「ニッケグループRN130第2次中期経営計画（2021～2023年度）」（以下「第2次中期経営計画」という。）の初年度として、海外ビジネスの拡大や資本効率の改善等、中長期戦略の推進に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視した事業運営に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高106,619百万円（前年同期比1.6%増）、営業利益9,900百万円（前年同期比9.4%増）、経常利益9,784百万円（前年同期比22.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益8,308百万円（前年同期比16.7%増）となりました。産業機材事業の車載電装品他製造ラインのファクトリーオートメーション設備（以下「FA設備」という。）や人とみらい開発事業の通信関連分野で販売減少となるも、生活流通事業でEコマース関連販売が好調だったことや、産業機材事業で車両向けの不織布や縫製糸、結束紐等資材関連の販売が回復したことに加え、全社的な経費削減に取り組んだ結果、売上高は増収、営業利益は増益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別利益および特別損失において、新型コロナウイルス感染症にかかる損益や関係会社株式売却損、開発事業における先行投資などが発生したものの、持分法適用関連会社であった株式会社フジコーの完全子会社化に伴う負ののれん発生益の計上等により、過去最高値を更新しました。

事業セグメントの概況は以下のとおりです。

①衣料繊維事業

衣料繊維事業の当連結会計年度の経営成績は売上高29,872百万円（前年同期比4.9%減）、営業利益は2,749百万円（前年同期比24.0%増）となりました。

（ユニフォーム分野）

学校制服用素材の販売は、価格改定前の早期引取りが旺盛だった前年同期との比較では低調に推移しましたが、公立中学校の更改需要獲得でカバーし前年同期並みとなりました。官公庁制服用素材の販売は、警察用制服生地および製品の需要が回復し堅調でした。一般企業制服用素材の販売は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化しており、新規・更改物件の延期と中止が相次ぎ不調でした。

（テキスタイル分野）

一般衣料用素材は、国内販売は新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う市況悪化が長期化しており不調でした。海外販売は、市況回復の兆しが見え始めていますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり低調でした。

(ヤーン分野)

売糸は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う市況悪化が長期化しており不調でした。

②産業機材事業

産業機材事業の当連結会計年度の経営成績は売上高20,390百万円（前年同期比7.0%増）、営業利益1,235百万円（前年同期比4.2%減）となりました。

(自動車関連分野)

自動車生産が半導体不足などの影響を受けながらも比較的堅調に推移する中、株式会社フジコーの連結が寄与した影響もあり、車両向けの不織布や縫製系、結束紐などの受注は好調でした。FA設備の販売は、顧客の設備投資抑制の影響を受け不調でした。

(環境関連分野)

株式会社フジコーが連結業績に寄与した影響もあり、フィルター資材などの環境・エネルギー関連資材の販売は堅調でした。

(その他産業関連分野)

株式会社フジコーが連結業績に寄与した影響もあり、OA向け資材や工業用資材の販売は堅調でした。5Gやパソコンなどの需要増に伴い半導体関連装置の販売は堅調でしたが、画像検査装置の販売は低調でした。

(生活関連分野)

ラケットスポーツ関連は、緊急事態宣言に伴う大会中止やクラブ活動の自粛など新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けましたが、ソフトテニスガットの新商品の販売が貢献し堅調でした。

フィッシング関連は、新商品の販売が貢献し堅調でした。

生活関連資材は、楽器用フェルトの受注が回復し堅調でした。

③人とみらい開発事業

人とみらい開発事業の当連結会計年度の経営成績は売上高34,059百万円（前年同期比1.2%減）、営業利益6,115百万円（前年同期比2.8%増）となりました。

(開発関連分野)

商業施設運営関連は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、飲食業を中心とした一部店舗で時間短縮営業の影響はあったものの、自社所有外の商業施設におけるプロパティマネジメント契約を受注したことで前年同期並みとなりました。ソーラー売電事業は前年同期並みとなりました。建設関連は、2020年7月に総合建設会社を新たにグループに加えたものの、大型案件のあった前年同期との比較では低調でした。

(ライフサポート分野)

保育・学童保育関連は、新学年の入園者を獲得できたことで大幅な増収となりました。新型コロナウイルス感染拡大の影響はあったものの、介護関連は堅調、スポーツ関連は好調でした。

(通信および新規サービス分野)

通信関連は、携帯事業を取り巻く環境に対応すべく事業再編を行っており大幅な減収となりました。新規サービス関連は、菓子類販売等で新規出店による効果はあるものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により一部施設での営業中止や利用率低下で前年同期並みでした。

④生活流通事業

生活流通事業の当連結会計年度の経営成績は売上高18,685百万円（前年同期比11.3%増）、営業利益1,410百万円（前年同期比20.7%増）となりました。

(寝装品および業務用品分野)

Eコマース向け寝装品の販売は堅調でした。災害用備蓄毛布や航空機内膝掛け毛布の販売は新型コロナウイルス感染拡大の影響で不調でしたが、感染防護衣の販売が好調でした。

(生活雑貨分野)

100円ショップ向け雑貨の販売は前年同期並みでした。在宅勤務向けの家具販売は好調でした。Eコマース向け生活家電は巣ごもり消費の需要が高まり空気清浄機やキッチン家電の販売が好調でした。またタブレット・パソコン用フィルム販売も好調でした。

(ホビー・クラフト分野)

店舗販売が中心のスタンプ販売は新型コロナウイルス感染拡大の影響で不調でした。スタンプ用インクは海外向けが伸び堅調でした。一方、乗馬用品販売は新型コロナウイルス感染拡大の影響でEコマース販売が好調でした。

(その他)

保険代理店の業績は前年同期並みでしたが、コンテナ販売は新型コロナウイルス感染拡大の影響で新規設置が減少し不調でした。

なお、事業セグメント別の売上高推移は下表のとおりです。

(単位：百万円未満切捨て)

| セグメント区分 | | 第190期 (2020年度) | 第191期 (2021年度：当連結会計年度) |
|-----------|------|-------------------|---------------------------|
| 衣料繊維事業 | 売上高 | 31,399 | 29,872 |
| | 営業利益 | 2,216 | 2,749 |
| 産業機材事業 | 売上高 | 19,057 | 20,390 |
| | 営業利益 | 1,289 | 1,235 |
| 人とみらい開発事業 | 売上高 | 34,468 | 34,059 |
| | 営業利益 | 5,949 | 6,115 |
| 生活流通事業 | 売上高 | 16,783 | 18,685 |
| | 営業利益 | 1,168 | 1,410 |

2. 設備投資、資金調達の状況

衣料繊維事業では、生産設備の導入や更新などを実施いたしました。

産業機材事業では、工場建屋の建築・改修や生産設備の導入・更新などを実施いたしました。

人とみらい開発事業では、介護3施設（介護付有料老人ホーム「あすも加古川弐番館」「あすも一宮弐番館」、グループホーム「てとて加古川弐番館」）の新規開業、商業施設におけるインフラ設備の更新などを実施いたしました。

生活流通事業では、事業用設備の導入や更新などを実施いたしました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金で賄いました。

当連結会計年度は、特別な資金調達は行っておりません。

3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

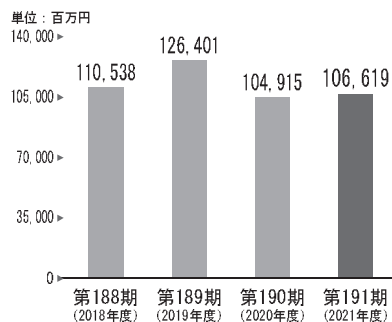
当社は、2021年9月1日付で、株式会社フジコーと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

7. 財産および損益の状況の推移

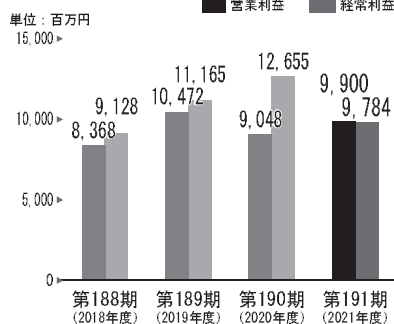
| 区 分 | 第 188 期 (2018年度) | 第 189 期 (2019年度) | 第 190 期 (2020年度) | 第 191 期 (2021年度:当連結会計年度) |
|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|
| 売上高 (百万円) | 110,538 | 126,401 | 104,915 | 106,619 |
| 営業利益 (百万円) | 8,368 | 10,472 | 9,048 | 9,900 |
| 経常利益 (百万円) | 9,128 | 11,165 | 12,655 | 9,784 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 5,274 | 6,520 | 7,121 | 8,308 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 72.26 | 89.70 | 98.57 | 115.07 |
| 総資産 (百万円) | 142,460 | 148,707 | 147,172 | 163,632 |
| 純資産 (百万円) | 89,195 | 93,344 | 95,714 | 104,620 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,212.69 | 1,264.35 | 1,310.05 | 1,398.04 |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しています。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しています。

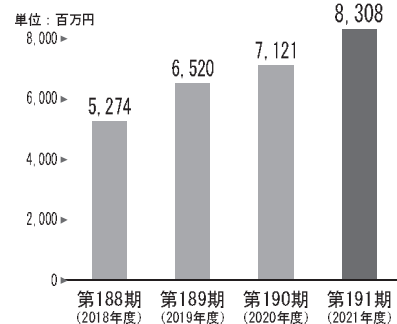
▶ 売上高



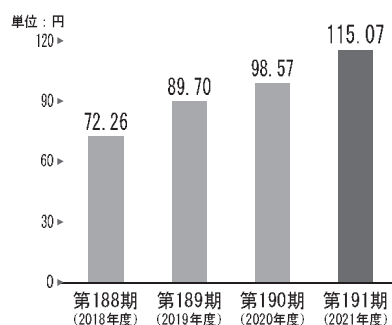
▶ 営業利益・経常利益



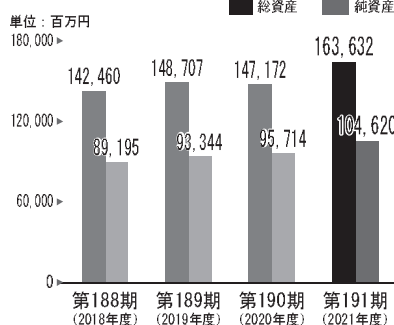
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益



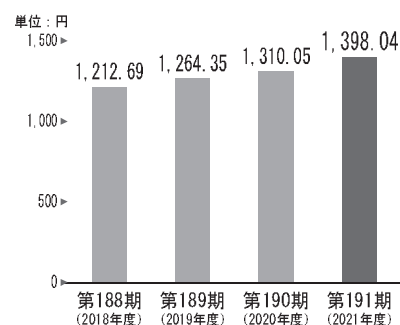
▶ 1株当たり当期純利益



▶ 総資産・純資産



▶ 1株当たり純資産額



8. 対処すべき課題

(1) 「ニッケグループPRN130第2次中期経営計画（2021～2023年度）」の進捗

| (単位：百万円) | 第1次中期経営計画 | | 第2次中期経営計画（2021～2023年度） (2021年1月14日公表) | | | | |
|-----------------|-----------|---------|--|---------|---------|---------|---------|
| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | | 2022年度 | | 2023年度 |
| | 実績 | 実績 | 中期計画 | 実績 | 中期計画 | 業績予想※ | 中期計画 |
| 売上高 | 126,401 | 104,915 | 107,000 | 106,619 | 114,000 | 115,000 | 127,000 |
| 営業利益 | 10,472 | 9,048 | 8,600 | 9,900 | 9,500 | 10,200 | 11,500 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 6,520 | 7,121 | 4,000 | 8,308 | 6,500 | 7,000 | 7,800 |

※ 2022年1月14日公表予定

(a) 2021年度実績

「第2次中期経営計画」の初年度となる2021年度は、各利益ともに当初計画を上回り、親会社株主に帰属する当期純利益については、株式会社フジコーの完全子会社化に伴う負ののれん発生益を計上したことにより過去最高値を更新しました。

新型コロナウイルス感染拡大等の現在の環境に大きく影響を受けた事業もあれば、これをチャンスと捉え引き続き好調を持続・拡大している事業もあり、第2次中期経営計画のスタートに当たっては、今後の見通しが立たないと判断し中止や縮小をした事業、投資リスクとリターンに見合わないとして分離した事業があります。一方で、今後のニッケグループの成長に寄与すると判断した事業については大きな投資を実行しました。2021年度の業績を鑑みれば、グループ全体での事業の多様化と継続的なポートフォリオの見直し、各事業における創意工夫から、現在のような環境下でも耐えられる強靱な企業グループの構築が進んでいると認識しております。

(b) 第2次中期経営計画における基本戦略の進捗

(i) 成長事業や新規事業・合理化への資源の重点配分および海外ビジネスの拡大

- ・衣料繊維事業における成長ドライバーの育成は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による行動制限から、特に海外事業の進捗に遅れが見られます。中国における学生服事業につきましては市場動向を見極めながら取り組み、安定的な成長を目指します。一方、防刃や防災などの機能素材では拡販・収益向上に取り組んでおります。
- ・産業機材事業においては、環境関連分野の更なる拡大として、高機能フィルター「アドミレックス」の生産拠点として中国での生産設備を増強、2022年初めから稼働開始の予定です。また、株式会社フジコーとの連携を強化すべく完全子会社化を実施いたしました。
- ・人とみらい開発事業におきましては、ライフサポート分野の拡大として2021年春に介護施設3拠点、保育施設1拠点を新規開設いたしました。
- ・生活流通事業では、巣ごもり需要などによるEコマース市場の拡大を捉え、更なる収益拡大を図ることができました。

- ・メディカル関連事業においては、ニッケグループの技術を活用した商品開発を進めてまいりました。
- (ii) 資本効率の改善
 - ・製造分野においては、棚卸資産の圧縮や、生産工程のシンプル化に向けた設備投資などを行ってまいりました。
 - ・開発事業においては、既存施設・遊休施設の再開発・再々開発の実行、更なる検討を進めております。
 - ・事業の選別を徹底し、非効率な事業の撤退や分離を推進してまいりました。
- (iii) 部内再編によるシナジー効果の創出
 - ・人とみらい開発事業本部でのスポーツ関連会社の統合、産業機材事業本部でのアンビック株式会社と株式会社フジコーにおける不織布事業のシナジー創出、生活流通事業部におけるEコマース会社の連携など、シナジー効果の創出に向けて取り組んでまいりました。

(2) 2022年度の施策について

2022年度は「第2次中期経営計画」の中間点であるとともに、「RN130ビジョン」への折り返し点でもあります。新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の出現等引き続き予断を許さない状況にあり、経済活動の回復にはまだ時間がかかるものと想定されます。一方では、これまでの消費の反動が起こることも考えられます。これからの変化・動きを注意深く捉え、これをチャンスと捉えて各種施策を実行してまいります。

グループ全体の重点方針は以下のとおりです。

- ・新型コロナウイルスの影響を注視した事業運営と、その先の変化を捉える
- ・海外ビジネスの拡大
- ・資本効率を意識した運営
- ・チャレンジする人財の育成と成果に報いる人事制度の推進、多様な能力の活用
- ・SDGsを意識した事業活動と信頼される企業グループづくり

これらを踏まえた、各事業で取り組む施策は以下のとおりです。

<衣料繊維事業>

- ・国内事業においては、製造原価およびオペレーションコストの削減により、営業利益の成長を図ります。スクールユニフォーム事業では「ニッケ」ブランドの更なる向上に取り組むとともに、デジタル活用によるビジネスプロセスの変革により、顧客との接点増・経費圧縮・在庫削減に取り組みます。ビジネスユニフォーム事業では防刃・防災などの機能素材の拡販を進めます。
- ・海外事業においては、マーケティング・プロモーションのインフラ構築を進めてまいります。中国学生服事業は、市場動向を見極めながら安定的な成長を目指すとともに、中国や欧州でのテキスト販売について具体化させていきます。

<産業機材事業>

- ・自動車関連、環境関連を中心として収益を拡大させてまいります。海外収益の拡大としては、中国における高機能フィルター「アドミレックス」事業の稼働、海外向け「ヒメロン」の拡販、EV関連資材の拡大を進めます。また、車載電装品他製造ラインのFA設備については、設備投資の回復を睨んだ受注獲得を進めるとともに、EV・自動運転関連などの新規設備開発に取り組みます。
- ・完全子会社化を実施した株式会社フジコーとアンビック株式会社とのシナジー効果を早期に創出し、不織布事業の収益拡大、海外事業の拡大を図ります。

<人とみらい開発事業>

- ・開発関連分野では、商業施設の一部リニューアルなど安定収益の強化を図るとともに所有不動産の再開発に取り組みます。また、保有資産の更なる価値向上を図るため中長期的な開発を検討してまいります。
- ・ライフサポート分野においては、介護事業や保育事業など既存事業の安定化を図るとともに、スポーツ分野におけるスクール事業の強化を進めます。
- ・通信および新規サービス分野では、アフター・コロナの状況も見極めながら、事業の選択と集中、店舗展開、新規事業へのチャレンジを進めます。

<生活流通事業>

- ・既存事業の深耕と成長に加えて、M&Aなどにより親和性の高い事業を加え、収益の拡大を図ります。
- ・Eコマース事業では、グループ各社の商材について新たな市場開拓を進め、連携を強化してまいります。
- ・グローバル展開に向けて、グループ内商社を通じた海外通販・Eコマース事業会社との取り組みを進めるとともに、海外Eコマースモールでの販売にも取り組んでまいります。

<メディカル関連事業>

- ・ニッケグループの技術を活用した開発商品の収益化を目指し、メーカーとしての機能強化を図ります。

現在の不確実性の大きい経営環境のなかで足元の状況だけに縛られず、これからの変化・動きを注意深く捉え、チャンスと受け止めて“情熱と誇りを持ってチャレンジ”していくことが大切であると考えております。「第2次中期経営計画」最終年度（2023年度）においては、過去最高の売上高・営業利益を再び更新するとともに、ステークホルダーから喜ばれる魅力的な事業の育成、拡大を進めてまいります。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の 出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------------------|----------|-------------|----------------------------------|
| 株式会社ナカヒロ（大阪市中央区） | 100百万円 | 100.0% | 衣料用素材・商品の販売、不動産の賃貸 |
| アカツキ商事株式会社（東京都墨田区） | 50百万円 | 100.0% | 衣料用素材・商品の販売、不動産の賃貸 |
| 佐藤産業株式会社（東京都千代田区） | 95百万円 | 50.1% | 衣料商品の販売、不動産の賃貸 |
| 株式会社ニッケテキスタイル（愛知県一宮市） | 22百万円 | 100.0% | 毛糸販売、毛織物・繊維製品の製造加工販売 |
| 第一織物株式会社（福井県坂井市） | 20百万円 | 70.0% | 合繊維物・繊維製品の製造加工販売 |
| 青島日毛織物有限公司（中国山東省青島市） | 3.7百万米ドル | 100.0% | 毛織物の製造加工販売 |
| アンビック株式会社（兵庫県姫路市） | 100百万円 | 100.0% | 不織布・フェルトの製造販売 |
| 株式会社フジコー（兵庫県伊丹市） | 100百万円 | 100.0% | 不織布・フェルトの製造販売 |
| 株式会社ゴーセン（大阪市中央区） | 100百万円 | 100.0% | スポーツ用品・釣糸・産業資材の製造販売 |
| 株式会社ニッケ機械製作所（兵庫県加古川市） | 50百万円 | 100.0% | 産業用機械の製造販売 |
| 株式会社エミー（大阪市中央区） | 40百万円 | 100.0% | 産業資材・プラント設備等の輸出入 |
| ニッケ不動産株式会社（神戸市中央区） | 30百万円 | 100.0% | 建設・不動産 |
| 株式会社ニッケウエルネス（愛知県一宮市） | 10百万円 | 100.0% | スポーツ関連事業 |
| 株式会社ニッケ・ケアサービス（愛知県一宮市） | 10百万円 | 100.0% | 介護事業 |
| ニッケアウデオSAD株式会社（大阪市中央区） | 74百万円 | 70.0% | フランチャイズ事業・キッズ事業 |
| ニッケ商事株式会社（大阪市中央区） | 35百万円 | 100.0% | 寝装品・手編毛糸・馬具・乗馬用品・ イージーオーダーの販売 |
| 株式会社友栄（大阪府枚方市） | 33百万円 | 100.0% | 100円ショップ向け雑貨の卸売 |
| 株式会社ツキネコ（東京都千代田区） | 10百万円 | 100.0% | スタンプインク製造販売 |
| 株式会社ナイスデイ（横浜市西区） | 43百万円 | 100.0% | 家具・寝装品・インテリアの製造販売 |
| ミヤコ商事株式会社（東京都足立区） | 15百万円 | 100.0% | 家具・室内装飾品・日用品雑貨等の販売 |
| 株式会社AQUA（横浜市戸塚区） | 10百万円 | 98.0% | デザイン家電・インテリア雑貨・化粧品 のネット販売・小売 |

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社21社を含め61社であり、持分法適用会社は2社です。
 2. 当社子会社である株式会社ナカヒロとニッケプロテクティブマテリアルズ株式会社は、2020年12月1日を効力発生日として、株式会社ナカヒロを存続会社とする吸収合併を行いました。
 3. 当社は、2021年9月1日付で、株式会社フジコーと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

10. 主要な事業内容

| 事業 | 主要な商品または事業内容 |
|-----------|---|
| 衣料繊維事業 | ユニフォーム素材、一般衣料用素材、売糸、衣料商品、防災・防刃素材 |
| 産業機材事業 | FA設備、半導体関連装置、エネルギー関連設備、不織布、フェルト、カーペット、スポーツ用品、フィッシング用品、その他産業用資材、その他生活用資材 |
| 人とみらい開発事業 | 商業施設運営・運営受託、不動産事業、建設事業、ソーラー売電事業、スポーツ施設運営、介護事業、携帯電話販売、保育事業、キッズ事業、フランチャイズ |
| 生活流通事業 | 寝装品、イージーオーダー、手編毛糸、馬具・乗馬用品、スタンプ、スタンプインク、100円ショップ向け卸売、保険代理店、各種保護フィルム、Eコマース（寝装品、寝具、家具、家電、雑貨） |

11. 主要な事業所

| | | |
|------|--------------------|---------------|
| 営業所 | 本店（神戸市中央区） | 東京支社（東京都中央区） |
| | 本社（大阪市中央区） | |
| 工場 | 印南工場（兵庫県加古川市） | 岐阜工場（岐阜県各務原市） |
| 事業所 | 一宮事業所（愛知県一宮市） | |
| 商業施設 | ニッケパークタウン（兵庫県加古川市） | |
| | ニッケコルトンプラザ（千葉県市川市） | |

なお、当社子会社については「9. 重要な親会社および子会社の状況」に記載のとおりです。

12. 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 5,126名 | 356名増 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者（期中平均602名）は含んでいません。
2. 前期末比の主な増加要因は、株式会社フジコーおよびその関係会社を連結対象としたためです。

13. 主要な借入先

| 借入先 | 借入金残高 |
|-------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 6,935百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 4,877百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,430百万円 |

II 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2021年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 192,796,000株
- (2) 発行済株式の総数 86,478,858株
- (3) 株主数 26,836名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|-------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 7,501 | 10.2 |
| 株式会社みずほ銀行 | 3,339 | 4.5 |
| 株式会社三井住友銀行 | 3,268 | 4.4 |
| 日清紡ホールディングス株式会社 | 2,763 | 3.8 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,298 | 3.1 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 2,101 | 2.9 |
| 株式会社竹中工務店 | 2,000 | 2.7 |
| 日本生命保険相互会社 | 1,808 | 2.5 |
| SMB C日興証券株式会社 | 1,707 | 2.3 |
| ニッケ従業員持株会 | 1,642 | 2.2 |

（注） 持株比率については、自己株式数（12,848,696株）を控除して算出しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年9月1日付で、株式会社フジコーと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。なお、本株式交換により交付した当社株式数は1,904,993株であり、全て当社の保有する自己株式を充当いたしました。

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

(2021年11月30日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|-----------------------|---------|---|
| 取 締 役 | 佐 藤 光 由 | 取締役会議長 |
| 代 表 取 締 役 (社長執行役員) | 富 田 一 弥 | |
| 取 締 役 (常務執行役員) | 日 原 邦 明 | 産業機材事業本部長 株式会社フジコー 代表取締役社長 |
| 取 締 役 (常務執行役員) | 川 村 善 朗 | 衣料繊維事業本部長 |
| 取 締 役 (常務執行役員) | 長 岡 豊 | 人とみらい開発事業本部長兼開発事業部長 |
| 取 締 役 | 荒 尾 幸 三 | 弁護士(中之島中央法律事務所) 南海電気鉄道株式会社 社外取締役 監査等委員 ホソカワミクロン株式会社 社外監査役 |
| 取 締 役 | 丹 羽 繁 夫 | |
| 取 締 役 | 大 西 良 弘 | |
| 常 勤 監 査 役 | 上 野 省 吾 | |
| 常 勤 監 査 役 | 小 宮 純 一 | |
| 監 査 役 | 片 山 健 | |
| 監 査 役 | 上 原 理 子 | 弁護士(上原合同法律事務所) 住友電気工業株式会社 社外監査役 |

(注) 1. 当事業年度中の取締役の当社における地位、担当および重要な兼職等の異動

| 氏 名 | 異 動 前 | 異 動 後 | 異動年月日 |
|------|---------------------------|--|------------|
| 長岡 豊 | 取締役常務執行役員 人とみらい開発事業本部長 | 取締役常務執行役員 人とみらい開発事業本部長 兼 開 発 事 業 部 長 | 2021年2月25日 |

2. 取締役 荒尾幸三、丹羽繁夫および大西良弘の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3. 監査役 片山健および上原理子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 監査役 片山健氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 取締役 荒尾幸三、丹羽繁夫および大西良弘ならびに監査役 片山健および上原理子の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

①当該保険契約の被保険者の範囲

当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人（なお、被保険者は保険料を負担しておりません。）

②当該保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求をされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を補償します。

③当該保険契約により職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

補償する額について限度額を設けること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、独立した社外取締役が過半数を占めるアドバイザリーボード（任意の指名・報酬委員会）の諮問を経て、2021年2月25日開催の取締役会において「役員個人の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、アドバイザリーボードからの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員個人の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

取締役・監査役・取締役を兼務しない執行役員（以下、「役員」という。）の報酬等については、定額である「固定報酬」と業績連動である「年次業績に関連付けた業績連動報酬」および「中期経営計画の進捗・達成に関連付けた業績連動報酬」で構成する。

a. 「固定報酬」

役員の職位に基づき定額とする。

b. 「年次業績に関連付けた業績連動報酬」

連結ベースの営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益を加重平均した数値を指標とし、過年度実績をベースとした目標値と対象年度の実績を比較して、その達成割合に応じ全体の支給率を決定する。

c. 「中期経営計画の進捗・達成に関連付けた業績連動報酬」

連結ベースの売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益を加重平均した数値を指標とし、中期経営計画で策定した各年度の目標値と対象年度の実績を比較して、その達成割合に応じ全体の支給率を決定する。なお、中期経営計画が策定されていない年度は、単年度計画を目標値とする。

d. 支給割合は、概ね固定報酬70％・業績連動報酬30％とする。業績連動報酬30％の内訳については「年次業績に関連付けた業績連動報酬」20％・「中期経営計画の進捗・達成に関連付けた業績連動報酬」10％とする。

e. 取締役会議長、社外取締役、監査役の報酬については固定報酬のみとする。

f. 固定報酬については、毎月支給するものとする。業績連動報酬については、一定額を毎月均等に固定報酬と併せて支給するとともに、決算賞与として毎年2月の株主総会後に支給する。

g. 各役員個人の報酬額等については、アドバイザリーボードの諮問を経た配分方針に則り、取締役会から一任された代表取締役が業績貢献度（対計画、対前年比、貢献度など）を加味し、最終決定する。

②当該事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象となる 役員の員数 |
|------------------|-------------------|-------------------|--------------|------------|----------------|
| | | 基本報酬 (固定報酬) | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 209百万円 (18百万円) | 155百万円 (18百万円) | 53百万円 (-) | - (-) | 8名 (3名) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 49百万円 (12百万円) | 49百万円 (12百万円) | - (-) | - (-) | 4名 (2名) |
| 合計 (うち社外役員) | 258百万円 (30百万円) | 204百万円 (30百万円) | 53百万円 (-) | - (-) | 12名 (5名) |

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役賞与の見込額34百万円を含んでいます。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結ベースの売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益であり、その目標および実績は下表のとおりです。当該指標を選択した理由は、企業の持続的成長には毎年、着実に過年度を上回るとともに、中長期に設定した目標を達成することが重要であると考えたためであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して、当該指標の達成率等に基づき加減算を行い算定されております。

| (単位：百万円) | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 親会社株主に帰属 する当期純利益 |
|----------------------|---------|-------|--------|---------------------|
| 前連結会計 年度実績 | 104,915 | 9,048 | 12,655 | 7,121 |
| 目標(第2次中期経 営計画1年目) | 107,000 | 8,600 | 8,200 | 4,000 |
| 当連結会計 年度実績 | 106,619 | 9,900 | 9,784 | 8,308 |

3. 取締役の報酬等の総額は、2020年2月26日開催の第189回定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分24百万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役3名)です。
4. 監査役の報酬等の総額は、2020年2月26日開催の第189回定時株主総会において、年額80百万円以内(うち社外監査役分16百万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち社外監査役2名)です。
5. 取締役会は、代表取締役富田一弥氏に対し、各取締役の基本報酬(固定報酬)の額および各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、アドバイザリーボードがその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 兼職先会社名 | 役職 | 関係 |
|-------|-------|--------------|------------|----------------------------------|
| 社外取締役 | 荒尾 幸三 | 中之島中央法律事務所 | 弁護士 | 社外役員の兼職先と当社との間に記載すべき特別の関係はありません。 |
| | | 南海電気鉄道株式会社 | 社外取締役監査等委員 | |
| | | ホソカワミクロン株式会社 | 社外監査役 | |
| 社外監査役 | 上原 理子 | 上原合同法律事務所 | 弁護士 | |
| | | 住友電気工業株式会社 | 社外監査役 | |

②当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 出席回数/開催回数 | | 出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|-------|-----------|----------|---|
| | | 取締役会 | 監査役会 | |
| 社外取締役 | 荒尾 幸三 | 12回/12回中 | — | 法律に精通した弁護士としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、経営監督機能を発揮しました。特にコンプライアンスや商取引について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。またアドバイザリーボードの委員としても活動し、独立した立場で当社役員および経営陣の指名・報酬について監督機能を発揮し、当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上に関与しました。 |
| 社外取締役 | 丹羽 繁夫 | 12回/12回中 | — | 他社の経営経験および法務責任者としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、経営監督機能を発揮しました。特にコーポレート・ガバナンスや取締役会の運営について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。またアドバイザリーボードの委員としても活動し、独立した立場で当社役員および経営陣の指名・報酬について監督機能を発揮し、当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上に関与しました。 |
| 社外取締役 | 大西 良弘 | 12回/12回中 | — | 異業種・他業界の経営者としての豊富な経験・識見から、取締役会では積極的に意見を述べており、経営監督機能を発揮しました。特に他社での代表取締役の経験を踏まえ、経営方針・経営戦略について独立した立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。またアドバイザリーボードの委員としても活動し、独立した立場で当社役員および経営陣の指名・報酬について監督機能を発揮し、当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上に関与しました。 |
| 社外監査役 | 片山 健 | 12回/12回中 | 12回/12回中 | 金融機関の経営者としての豊富な経験から、取締役会および監査役会で適宜発言を行い、監査機能を発揮しました。 |
| 社外監査役 | 上原 理子 | 11回/12回中 | 12回/12回中 | 法律に精通した弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会で適宜発言を行い、監査機能を発揮しました。 |

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|-----------------------------------|-------|
| ①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 36百万円 |
| ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分していませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 当社の重要な子会社のうち株式会社フジコーについては、あずさ監査法人の監査を受けておりません。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、M & A 案件に係る買収前財務調査です。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

また、監査役会は会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、重大な問題があると判断される場合や会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力、有効性、効率性等において、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

連結貸借対照表

(2021年11月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|---------|--------------|---------|
| [資産の部] | | [負債の部] | |
| 流動資産 | 91,210 | 流動負債 | 40,157 |
| 現金及び預金 | 41,156 | 支払手形及び買掛金 | 10,498 |
| 受取手形及び売掛金 | 25,400 | 短期借入金 | 16,749 |
| 商品及び製品 | 14,102 | 1年以内償還予定の社債 | 60 |
| 仕掛品 | 5,882 | 未払法人税等 | 1,930 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,505 | その他 | 10,918 |
| その他 | 2,277 | 固定負債 | 18,854 |
| 貸倒引当金 | △114 | 社債 | 120 |
| 固定資産 | 72,421 | 長期借入金 | 4,153 |
| 有形固定資産 | 47,694 | 繰延税金負債 | 2,847 |
| 建物及び構築物 | 25,875 | 退職給付に係る負債 | 3,154 |
| 機械装置及び運搬具 | 4,968 | 長期預り敷金保証金 | 6,416 |
| 土地 | 14,907 | 資産除去債務 | 448 |
| 建設仮勘定 | 1,045 | その他 | 1,713 |
| その他 | 896 | 負債合計 | 59,012 |
| 無形固定資産 | 1,456 | [純資産の部] | |
| のれん | 787 | 株主資本 | 99,311 |
| その他 | 669 | 資本金 | 6,465 |
| 投資その他の資産 | 23,271 | 資本剰余金 | 5,083 |
| 投資有価証券 | 18,636 | 利益剰余金 | 96,860 |
| 長期貸付金 | 18 | 自己株式 | △9,097 |
| 破産更生債権等 | 63 | その他の包括利益累計額 | 3,625 |
| 長期前払費用 | 409 | その他有価証券評価差額金 | 3,439 |
| 退職給付に係る資産 | 572 | 繰延ヘッジ損益 | 133 |
| 繰延税金資産 | 1,498 | 為替換算調整勘定 | 288 |
| その他 | 2,162 | 退職給付に係る調整累計額 | △236 |
| 貸倒引当金 | △90 | 非支配株主持分 | 1,682 |
| 資産合計 | 163,632 | 純資産合計 | 104,620 |
| | | 負債及び純資産合計 | 163,632 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結損益計算書

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|-----|----------------------|-------|---------|
| 売上 | 上原 | | 106,619 |
| 販売 | 売上総利益 | | 75,333 |
| 営業 | 販売費及び一般管理費 | | 31,285 |
| | 営業外収益 | | 21,384 |
| | 受取利息及び配当 | 506 | 9,900 |
| | 為替差 | 99 | |
| | その他 | 403 | 1,009 |
| 営業 | 営業外費用 | | |
| | 支持分法による投資損失 | 90 | |
| | その他 | 676 | |
| | 経常利益 | 359 | 1,125 |
| 特別 | 特別利益 | | 9,784 |
| | 固定資産売却益 | 5 | |
| | 投資有価証券売却益 | 4 | |
| | 負債のれん発生益 | 7,262 | |
| | 新型コロナウイルス感染症による助成金収入 | 694 | 7,967 |
| 特別 | 特別損失 | | |
| | 固定資産売却損 | 59 | |
| | 固定資産処分損 | 54 | |
| | 投資有価証券売却損 | 4 | |
| | 関係会社株式売却損 | 1,581 | |
| | 事業構造改善費用 | 1,582 | |
| | 段階取得に係る差損 | 2,463 | |
| | 新型コロナウイルス感染症による損失 | 1,007 | 6,753 |
| | 税金等調整前当期純利益 | | 10,997 |
| | 法人税、住民税及び事業税 | 3,411 | |
| | 法人税等調整額 | △891 | 2,519 |
| | 当期純利益 | | 8,478 |
| | 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 170 |
| | 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 8,308 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

貸 借 対 照 表

(2021年11月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|---------|--------------|---------|
| [資産の部] | | [負債の部] | |
| 流動資産 | 41,387 | 流動負債 | 12,546 |
| 現金及び預金 | 23,135 | 支払手形 | 453 |
| 受取掛手形 | 81 | 買掛金 | 507 |
| 売掛金 | 8,266 | 短期借入金 | 3,370 |
| 商品及び製品 | 2,065 | 未払引当金 | 3,057 |
| 仕掛品 | 3,083 | 賞与引当金 | 720 |
| 原材料及び貯蔵品 | 672 | 未払法人税等 | 732 |
| 短期貸付金 | 3,490 | 預り金 | 2,089 |
| 前払費用 | 61 | その他 | 1,615 |
| その他 | 539 | 固定負債 | 8,760 |
| 貸倒引当金 | △8 | 長期借入金 | 1,350 |
| 固定資産 | 60,845 | 退職給付引当金 | 1,142 |
| 有形固定資産 | 28,746 | 長期預り金 | 5,872 |
| 建物 | 19,864 | 資産除却負債 | 234 |
| 構築物 | 1,533 | その他 | 160 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,772 | 負債合計 | 21,306 |
| 工具、器具及び備品 | 256 | [純資産の部] | |
| 土地 | 3,275 | 株主資本 | 78,025 |
| 建設仮勘定 | 44 | 資本金 | 6,465 |
| 無形固定資産 | 183 | 資本剰余金 | 5,674 |
| ソフトウェア | 124 | 資本準備金 | 5,064 |
| その他 | 59 | その他資本剰余金 | 609 |
| 投資その他の資産 | 31,914 | 利益剰余金 | 74,983 |
| 投資有価証券 | 15,301 | 利益準備金 | 1,616 |
| 関係会社株 | 14,753 | その他利益剰余金 | 73,366 |
| 出資 | 3 | 損失補填準備積立 | 680 |
| 関係会社出資金 | 400 | 配当引当積立 | 930 |
| 破産更生債権等 | 18 | 従業員退職給与基金 | 1,466 |
| 長期前払費用 | 263 | 圧縮記帳積立 | 2,095 |
| 前払年金費用 | 878 | 特別償却積立 | 25 |
| 繰延税金資産 | 65 | 繰越利益剰余金 | 37,950 |
| その他 | 247 | 自己株式 | 30,219 |
| 貸倒引当金 | △18 | 評価・換算差額等 | △9,097 |
| 資産合計 | 102,232 | その他有価証券評価差額金 | 2,899 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 2,792 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 107 |
| | | 純資産合計 | 80,925 |
| | | 負債及び純資産合計 | 102,232 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損益計算書

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|----------------------|-------|--------|
| 売上高 | | 26,736 |
| 売上原価 | | 17,709 |
| 売上総利益 | | 9,027 |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,275 |
| 営業利益 | | 4,751 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 2,719 | |
| その他の | 466 | 3,186 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 22 | |
| その他の | 257 | 279 |
| 経常利益 | | 7,657 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 1 | |
| 新型コロナウイルス感染症による助成金収入 | 279 | 280 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券売却損 | 3 | |
| 関係会社株式売却損 | 334 | |
| 事業構造改善費用 | 1,451 | |
| 新型コロナウイルス感染症による損失 | 585 | 2,374 |
| 税引前当期純利益 | | 5,563 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,495 | |
| 法人税等調整額 | △758 | 736 |
| 当期純利益 | | 4,826 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年1月12日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 藤田 貴大
業務執行社員
代表社員 公認会計士 中須賀 高典
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 卜部 陽士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の2020年12月1日から2021年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年 1月12日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 藤田 貴大
業務執行社員
代表社員 公認会計士 中須賀 高典
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 卜部 陽士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の2020年12月1日から2021年11月30日までの第191期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年12月1日から2021年11月30日までの第191期事業年度の取締役等の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針・職務分担等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人（ひびき監査法人）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針・職務分担等に従い、取締役等や内部監査部門・内部統制部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、当期重点監査項目として当監査役会が定めた事項をはじめ業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、各社の取締役等及び使用人等から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について毎月報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役等の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年1月13日

日本毛織株式会社 監査役会

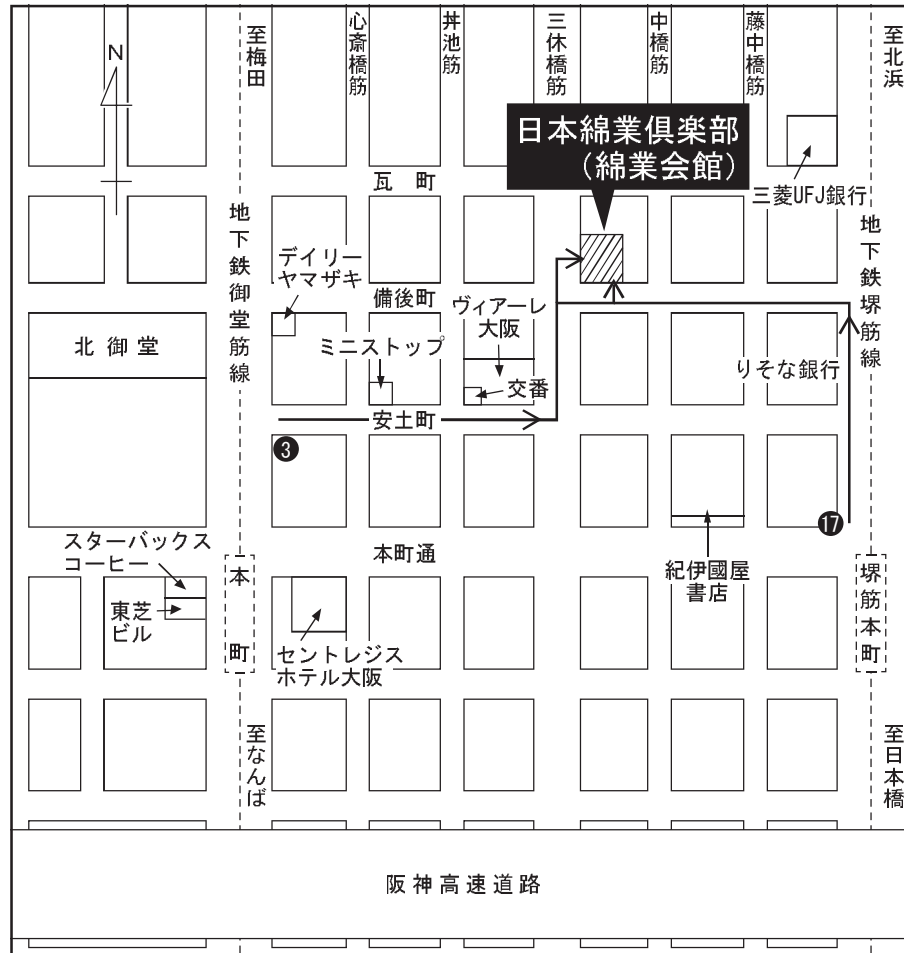
| | | |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 上野省吾 | Ⓔ |
| 常勤監査役 | 小宮純一 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 片山健 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 上原理子 | Ⓔ |

以上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内



- 会 場 大阪市中央区備後町二丁目5番8号
 日本綿業倶楽部 (綿業会館) 新館7階大会議室
- 交 通 地下鉄御堂筋線 「本町」駅 3号出口 徒歩約5分
 地下鉄堺筋線 「堺筋本町」駅 17号出口 徒歩約5分

※ 会場には外来者専用駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

